

法曹養成制度検討会議 第8回会議 議事録

第1 日 時 平成25年1月30日（水） 自 午後 4時 4分
至 午後 6時34分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 継続教育について
- 3 プロセスとしての法曹養成について
- 4 法曹志願者の減少について
- 5 法曹の多様性の確保について
- 6 法曹養成課程における経済的支援について
- 7 次回の予定
- 8 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，杉田内閣官房副長官，後藤法務副大臣，山口財務副大臣，谷川文部科学副大臣，伊藤委員，井上委員，岡田委員，鎌田委員，清原委員，久保委員，国分委員，田島委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，和田委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会橋本オブザーバー

第5 その他の出席者 谷垣法務大臣

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第8回会議を始めさせていただきます。まず、法務大臣から挨拶がございます。

○谷垣法務大臣 昨年12月26日の安倍内閣の発足に伴いまして、法務大臣をお受けいたしました谷垣禎一でございます。今日は第8回の法曹養成制度検討会議ということで、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

御案内のとおり、司法制度改革によりまして新しい法曹養成制度が導入されたわけですが、今までに多数の有為な人材を送り出したということがある反面、司法制度改革当初の想定からいたしますと、なかなかそのとおりに機能していない面があるのではないかと、御指摘もございまして、様々な問題点を議論していただいているというところであろうと存じます。

そこで、昨年5月には、「法曹の養成に関するフォーラム」におきまして、論点整理の取りまとめが行われまして、昨年8月には、政府の検討体制をより一層強固なものにし、かつ多様な意見が反映されるような組織にしたいということで、閣議決定に基づきまして「法曹養成制度関係閣僚会議」というものが設置されまして、その下にこの「法曹養成制度検討会議」が置かれたと承知をいたしております。

法曹は、司法という社会のインフラを担いまして、法の支配を社会に行き渡らせる重要な役割を担っております。法曹の養成に関する制度の在り方は、司法制度に関する極めて重要な課題でございます。しかし、新しい法曹養成制度を取り巻く問題は決して小さなものとは言えず、本会議におきましては、非常に重要かつ難しい課題について熱心な御議論をいただいていると承っております。大変有り難く存じているところでございます。

これまで既に7回の会議で熱心な御議論を賜ったわけでございますけれども、これまでの皆様の御尽力に対して心から厚く御礼を申し上げたいと思っております。皆様におかれましては、引き続き、様々な角度から有意義な御論議をいただきまして、より良い法曹養成制度の構築に向けて議論を尽くしていただきますように心からお願いを申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○松並官房付 ここで法務大臣は、公務ため退席されます。また、恐れ入りますが、報道関係者は御退出ください。

それでは、佐々木座長に進行をお願いしたいと思います。

○佐々木座長 本日もよろしくお願い申し上げます。

最初に、前回交替された構成員で、今回初めて御出席されます関係政務の方々を御紹介いたします。初めに、杉田内閣官房副長官でいらっしゃいます。

○杉田内閣官房副長官 副長官の杉田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐々木座長 ありがとうございます。次に山口財務副大臣でございます。

○山口財務副大臣 財務副大臣を仰せつかっております山口俊一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木座長 次に谷川文部科学副大臣でございます。

○谷川文部科学副大臣 文部科学副大臣の谷川弥一です。よろしくお願いいたします。

○佐々木座長 ありがとうございます。なお、本日は、坂本総務副大臣、赤羽経済産業副大臣、

翁委員，山口委員が欠席されております。

それでは，事務局から資料の説明をお願いします。

○**松並官房付** 本日，皆様のお手元にお配りしております資料は5点ございます。資料1は，事務局作成の継続教育に関する資料です。資料2は，日本弁護士連合会作成の継続教育に関する資料です。資料3は，事務局作成の法曹養成課程における経済的支援に関する資料です。資料4は，国分委員提出資料です。資料5は，和田委員提出資料です。

また，前回と同様に席上には各種参考資料をつづったファイルを置いているほか，国分委員提出資料の中で引用されている第7回会議の配布資料2の抜粋を配布しておりますので，適宜御参照ください。

○**佐々木座長** ありがとうございます。山口財務副大臣から，御退席前に御発言したいというお申出をいただいております。それでは，どうぞ。

○**山口財務副大臣** 御無礼をお許しいただきたいと思っております。公務のために中座をさせていただきますので，せっかくの機会でございますので，財務省の立場ということで一言だけ申し上げさせていただきますと思っております。

これまでも御案内のとおり，政府全体としては給費制を廃止して貸与制に切り換える取組，これは議員立法で1年間延長にはなりましたが，既に23年11月から貸与制を実施しているわけでございます。さらに，その間様々な議論の中で，経済的困難者に対する返還猶予措置等についても導入をしているところでございます。このかつての給費制というのは，国家公務員でないものに対する給与の支給という，ある意味極めて異例のものではあったわけですが，各種の公的給費の見直し等も踏まえまして，受益と負担の観点等から貸与制が妥当という考え方をしているところでございます。

ただ，この法曹養成制度検討会議，様々な経緯の中で発足して，いろいろ御議論をいただいているわけでございます。恐らく，これからの議論としていろいろなお話も出てくるだろうと思っております。私どもとしても，法曹制度といいますが，この法曹養成課程全体でいろいろと検討させていただきたいということでございます。とりわけ，私は個人的にロースクールには興味を持っておりますので，また今後の御議論も楽しみにしているところでございます。そういった点でよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

冒頭誠に御無礼をいたしました。ありがとうございます。

○**佐々木座長** どうもありがとうございます。それでは議事に入ります。本日は，「継続教育」と「法曹養成制度総論」の2回目の議論を予定しております。進行としては，まず「継続教育」についてお話をお願いしたいと思います。その上で法曹養成制度総論として，「プロセスとしての法曹養成」，「法曹志願者の減少」，「法曹の多様性の確保」，「法曹養成課程における経済的支援」につきましてそれぞれ検討をお願いしたいと思います。

それでは，まず始めに，司法修習を終えて法曹となった者に対する継続教育の在り方について，検討していきたいと思っております。この点について，日弁連から資料が提出されておりますので，その説明を含め御発言をお願いしたいと思います。では橋本さん。

○**橋本オブザーバー** それでは御説明させていただきます。資料2をお開きください。最初に「新規登録弁護士研修ガイドライン」がつづられておりますが，その4枚目に横書きのポンチ絵がございます。この「会員研修の種類」に沿って簡単に概要を御説明申し上げたいと思っております。

日弁連の行っている研修には、(1)(2)(3)のとおり、倫理研修、新規登録弁護士研修、継続研修と3種類のものでございます。このうちの新規登録弁護士研修というのは、弁護士登録1年目の新規登録弁護士を対象として新規登録弁護士が責任ある立場の法曹実務家として独り立ちしていくに当たって、当初最低限習得しておくべき事項について日弁連が先ほどのガイドラインを定めて行っている研修でございます。当初は東京の弁護士会館に一堂に会して行っておりましたが、登録者の増加に伴いまして一堂に会することができなくなりましたので、現在は各地の弁護士会又は地方ブロックの連合会で実施をいたしております。

この中には次に説明します倫理研修も含まれております。研修は全国で分散して行われておりますが、ほとんどの新規登録弁護士はまずこの研修を受講することになります。全国的に均質な研修が行われますように、後で御説明しますeラーニングも利用してございます。

次に、倫理研修でございますが、弁護士が職務上必要とされる弁護士倫理全般につきまして、常に反復継続して研鑽することといたしまして、1998年から、登録初年度、登録満5年、満10年、その後10年ごとの年次に達した会員に、その年に実施される倫理研修への参加を義務付けております。また、更に充実強化するために、2013年度からはこれを短縮して登録初年度、満3年、満5年、その後5年ごとという形で参加義務年を短くしています。

それ以外に、3番目の継続研修としてスキルアップのための実務研修があり、その中の夏期研修は全国の会員が参加する研修として、既に50年ほど前から行われています。また、特別研修は最新の法改正や弁護士実務に関する内容を中心として実施している研修です。研修の具体的内容につきましては、その次の5枚目以降に具体的に昨年度、一昨年度のものを掲げておきましたので御覧をいただければと思います。

先ほど、eラーニングというものを申し上げました。これは会員全員が一堂に会することは難しいことから、会員が、パソコンでインターネットに接続すればいつでも研修を受講できるという形にしたものでございます。自分の都合のいい時間を利用して研修ができるというものでございまして、その講座の内容についても後ろのコンテンツ一覧に掲げられているとおりでございます。

このような研修はあくまでも日弁連の行う研修でございまして、各地の弁護士会や弁護士連合会でも活発に研修会が行われておりまして、弁護士会によっては年間300講座に及ぶ研修を行っているところもございます。今後とも弁護士会による研修の充実に努めたいと思っておりますのでございます。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。ただ今日弁連から司法修習後の弁護士の方々の研修につきまして御説明がございました。ただ今の御説明も含めまして意見交換に入りたいと思います。継続教育の在り方につきましては法科大学院とかその他諸々の主体の果たすべき役割等についても議論があるやに聞いております。その辺も含めまして、今後の在り方についての御意見を伺えれば幸いです。よろしくどうぞ。

○鎌田委員 先般来、司法試験合格者の進路を巡る議論の中で弁護士としての就職先の確保が大変難しい状況である、そのことのもたらす一つの大きな問題が弁護士事務所でOJTをすることによってスキルアップをしていく、その機会が適切に保証されていない、そういった新人の有資格者が多いのだ、こういうふうに言われてきたところでございます。こういった状況を打開するために、資格を取得して間もない若い法曹に対して適切な研修、スキルアッ

プの機会をどうやって提供していくのかということが社会全体にとっても大きな課題になっているというふうに考えています。その点で今御紹介がありましたように日弁連としても多大な努力をされていることについては敬意を払うところでございますけれども、必ずしもこのプログラムは先ほど申し上げましたような即独・ノキ弁型の人たちにOJTの機会を確保する必要があるということに正面から応えるものではないのではないかと考えております。

その一方で司法制度改革審議会の意見書の中では、この新しい法曹養成制度ができた後の法科大学院の役割としても継続教育という項目が挙がっていたと思いますが、今日の法科大学院は、これまでの議論にありますようにいかにして法曹有資格者をより多く出していくかということに関心が集中してきたこともあってか、必ずしも継続教育について本格的な取組がなされているとは言えないと考えております。私どもの法科大学院では早くからこれを意識して、弁護士向けに例えば知的財産法をより深く勉強する人のための講座も開いておりますけれども、必ずしもそこに多数の応募者がいるという状況ではございませんし、先ほど問題提起させていただきました若年のいわば即独・ノキ弁型の弁護士に対して継続教育の機会を提供するということが十分に役割を果たしていないところでございます。

近年、私どもの大学の法科大学院出身の若手の弁護士たちがそういう人たちを引き受ける弁護士事務所を立ち上げる。そこで法科大学院と協力して若手の弁護士に対する教育をしようという問題提起をしてくれて、間もなく動き出すのではないかと考えておりますが、いずれにしても法科大学院の側でも弁護士会等と協力しながら先ほど申し上げたような課題に正面から応えていく努力をしたいと考えております。そういうものを背景にして、これからの有資格者、どういう数の人たちがどういう形で合格し育っていくかということについて、更に明るいその展望を描いていけるようにする必要があるし、法科大学院としても、そのために協力したいと考えているところでございます。

○井上委員 御参考までに申しますと、私は何年か前にカナダのバンクーバーで調査をしたことがあります。カナダもアメリカも司法研修というものはなく、試験を通れば法曹資格を得るのですが、大きな事務所は自前で研修といいますか、仕事をしながらオン・ザ・ジョブで新人研修ができますけれども、小さな事務所とか即独の人はできないものですから、弁護士会が主体となって一定期間研修をしてもらうというシステムを作っています。大きな事務所で自前のところからもお金を出してもらい弁護士会が主体となってやっていて、かなり考えられたプログラムだったと思いますが、わが国でも、そういうシステムを積極的に作っていかないといけないのではないかと。ほかの法曹二者は自前でやっていますから、どうしても弁護士が手薄になる。それで鎌田委員が言われたように、我々法科大学院関係者としてもそれにてできるだけ協力させていただきたいと考えておりますが、法科大学院の方の教育あるいはシステムが安定すれば、それだけの余力が出てくるだろうと考えております。特に先端的な分野などについては、両方相乗りで教育のプログラムを開発していくということが有用ではないかと思うのです。

とにかく目下の危機を何とか乗り越えれば、そういう明るい方向の議論が、建設的な議論ができるのではないかと期待しています。

○国分委員 医師の世界では専門医制度が当然のごとくに今なっております。専門医制度を導入する以前は、各大学が中心になって研修を引き受けるという格好でしたが、それを初めは学会が中心となって制度を形作り、やがて全国的な組織である専門医認定機構が出来上がっ

てきておりますので、国家的な組織の下に研修ができるようになってきております。国によって専門医を目指す研修システムが違いますが、大事なことは、例えば私の専門とする整形外科であっても更に分化していて、脊椎外科や関節外科といった幾つもの専門分野を短期間ずつローテートして研修することが要求されております。専門試験においては幅広い知識がテストされますので、そうした幅広い研修が必須です。同様に、法曹における継続教育においても、例えば単位ごとに、都道府県ごとの弁護士会でもよろしいと思いますが、司法修習を終わった方々をあらかじめ決めた数受け入れる、どここの弁護士事務所に就職するというのではなくて、本給を保証して単位内をローテートさせるのです。弁護士の中にも専門分野があるでしょうから、ローテートさせるシステムを作れるのではないのでしょうか。これは医師の専門医制度の視点からの発言です。

○橋本オブザーバー ただ今法科大学院御出身の委員の先生方から有り難いお申出をいただきました。是非共同してと思います。その関係で、一つ付け加えておきたいことがございます。弁護士会は、新人の方々のOJT等に関し、先ほどの研修とは別に、様々な支援を行っています。メールによって先輩弁護士が相談を受ける制度、チューター制度といて、愛知県弁護士会や横浜弁護士会などのように、例えば新規登録の弁護士を10人ずつに分けて、そこへチューターを3人ずつ付けて弁護士会の負担で勉強を1年間するというシステム、また第二東京弁護士会の場合には指導担当弁護士といて、即独の方々には一人指導弁護士を付けてその弁護士の事件と一緒にやるという制度を作ったりしています。

しかし、新人が急増している現在の情勢の中では、負担の大きい面もありますので、もう少し効率的にやる方法を工夫する必要もあると考えているところでございます。先ほどの御示唆いただきましたので、一緒に知恵を絞って、良いものをというふうに思います。以上です。

○佐々木座長 それでは、これも大変重要な問題で、かつ特にどういうところに目を配っていかねばいけないかということも含めまして課題がいろいろ残されているのではないかと考えております。法曹となった者についても法曹としての質を高めるためにはこれが是非とも工夫であると思いますので、法曹養成制度の在り方全体を考える視点に是非入れていきたいと考えております。そういうことで、今後更に必要に応じてまた御議論いただきたいと思っております。

そこで法曹養成制度全体についてももう一度おさらいをしたいと思っております。これまでも第3回の会議におきましては、法曹養成制度の各論を検討する上での方向性を見定める観点から法曹養成制度全体について御議論をいただいたところでありまして、第3回の会議におきましてはプロセスとしての法曹養成については、現在の制度の理念を一つの足場として問題の検討に当たるべきこと。とりわけ法科大学院についてはプロセスによる養成の中核的な教育機関として当初期待されていた役割を果たすためにどのような改善が必要か検討していくこと、これが取り上げられたと思っております。

また法曹志願者の減少については、より多くの有為な人材に法曹を志願してもらうため、プロセスとしての法曹養成に伴う負担に見合う制度改革を行う必要があること、例えば司法試験の合格率の上昇に資するための取組や、法曹有資格者の活動領域の拡大について検討していくことが必要であるということが議論されたところであります。また同様の観点は法曹人材の多様性の確保についても当てはまるものというふうに認識をしております。

これらを踏まえまして第4回及び第5回の会議では、法科大学院の在り方について、第6回及び第7回の会議では司法試験と司法修習の在り方について御議論をいただきました。これまでの会議では、法曹養成制度の在り方に関する各論の論点について検討を進めてまいりましたが、現段階で以上の点について何か改めて御意見がある方は御発言をお願いしたいと思っております。

○谷川文部科学副大臣 文科副大臣として発言が適切かどうか悩んでいて、言うまいと思っていたのですが、実は九州は南と北とありますが、半分の方から話を聞いています。文科省副大臣として言っているかどうか正直言って悩んでいて、随分考えていましたが、国益にはなると思うので発言をお許しいただければ、4点についてお話を聞いていただきたいのですが。

○佐々木座長 どうぞ。

○谷川文部科学副大臣 1点目は、500人通っていた弁護士さんが3,000人になったのですかね。今2,000人だそうですが、そのことによって本来の目的はグローバル化した企業の中で世界に打って出ることが必要で、日本の経済界の活性化につながるのだという趣旨だったけれども、現実には弁護士事務所に大半が来て大混乱している。増えてきて、非常に困っているのだということを聞いて、これはやはりいきなりそういうふうになったら大変だろうと。そして弁護士になって世界に羽ばたこうと思った人たちがそういう方向に行けなくて困っているのだろうと。これは本来の目的どおりみんな国を挙げて企業に入って、企業の中で活躍できるような世の中が来るまでは暫定的に何か考えないと、これは大変だなと思ったので1点は取り上げさせてもらいます。

2点目は、山口先生もおっしゃっていましたが、貸与の話、給費の話はいきなりだったのかなと。何でも既得権というのがありますし、暫定的にやるというのが穏当ではないか。非常に困っていると言っています。要するにお金持ちしか弁護士になれない、こういうことでは、それと理想に燃えてこっちの方に来たけれども、いきなり400万、500万という借金を抱えて世の中に出ていくときに大変だという話を聞いてきたので、どっちにしても検討してください。ただ、分かります、おかしいというのは。

3点目は、以上のような状況の中で弁護士というか法曹界に入っていく人たちの絶対数が減ってきたのだと。これは皆さん検証してください。私はそうかなという部分はありますが、国家公務員になる人たちも含めて法科で勉強するということは非常に国の勢いについては大事なので、本当にそこを目指す人たちの絶対数が減ったとなれば、これは大変だと思います。

最後の4点目は、このロースクールの拡大によって田舎の大学の先生が引き抜かれて非常に困っているのだと。

以上、4点ですが、くどいですが、今まで積み上げてきた議論の中でこんなこといきなり素人が来て持ち出したら迷惑だと思った人たちがいらっしゃったら外してください。私が聞いた話としてあえて言わせていただきました。すみません、失礼しました。

○和田委員 法曹志願者の減少について補足させていただきたいと思います。第2回に提出した意見書にも書かせていただきましたが、平成24年度は御存じのように法科大学院全体の86%である63校で定員割れとなっていて、法科大学院全体の半数に近い35校で定員の半数に満たない入学者しかいない状態となっているわけです。例えばある国立大学は定員35人に対して入学者はわずか5人、関西の著名なある私立大学でも定員120人に対して入学者は半数以下の54人と伝えられています。このような事態は、法曹養成制度としてまと

もな状態ではないと思います。

こうした法曹志願者の減少につきましては、第2回に提出した私の意見書の中で、司法修習生の就職難は弁護士の数の急増による弁護士の経済的な価値の減少を意味し、その点も法曹志願者の激減につながっている旨を書かせていただきました。

弁護士の経済的な価値と言いますと次元が低い話と思われるかも知れませんが、決してそうではないと思います。これから法曹を目指そうかどうかを考える人は、収入を得て生活するための職業としてほかの職業との比較を当然行うわけで、特に現在会社員や公務員等の職にある人は、今の職による収入や安定性との比較を当然するでありましょうし、大学生も、仕事のやりがいなどのほかに収入や安定性を考慮するのは当然だろうと思います。

恐らく大学生の親としても、法科大学院に多額の費用がかかる上、たとえ司法試験に合格しても司法修習の貸与制で借金が増え、更に弁護士になるにも大変な就職難ということで、弁護士になるまでに多額の借金を抱える一方で、弁護士になってからも余り収入が得られる保証もないということであれば、自分の子どもには勧めない、あるいは子どもを止めるということにもなるだろうと思います。

法曹を目指すかどうかということを選択する人は、そうした経済的な考慮も含めて本音で行動するわけですから、そういう本音を踏まえて検討しないと現在の極めて深刻な問題は解決しないだろうと思う次第です。以上です。

○井上委員 和田委員が言われた面があることは否定しませんが、それだけだというふうには受け取られると、法曹を志望する若い人たちには気の毒だと思っています。収入の面では、他の職種との比較、これはフォーラムでも弁護士会の方でも調査が行われましたが、その結果に照らして見ても、ほかの職種と比べて低いかというと社会的に見て低いとはいえません。弁護士さんの間では前より収入のレベルが下がったということなのだろうと思いますが、恐らく社会的に見るとそういうふうには評価されないのではないかとと思われるというのが、まず指摘しておきたいことです。

もう一つは、若い人はお金というよりはやりがいのある仕事を求めて法曹となろうとしている。この前の会議で、法科大学院の学生はモチベーションが低いと受け取られているかのような御発言もありましたが、そういう人たちも一部にはいるかもしれませんが、理想に燃え立派な法曹になり、やりがいのある仕事をしようという高いモチベーションを持って法科大学院に入ってくる人が、少なくとも私の周りでは多い。そういう人をもっともっと受け入れたいわけです。そのためにはいろいろな障害があっても、もちろん経済的な問題もあれば就職難の問題もありますが、恐らく一番大きな桎梏は司法試験合格率です。

特に社会人が激減しているというのは、自分の今の生活を捨てて、あるいはそれを賭けてでも法曹の道に転身しようかと思う、そのときに、一定の期間、法科大学院できちっと勉強すれば資格が取れて自分の望むような仕事ができる。こういうトラックがはっきり見えていればもっとそういう人たちが来ると思います。初期はそういう人がいっぱい来ていたのですから。だから、そういうところに持っていくために、ある一つの方策だけが絶対的な回答だというのはなく、いろいろなところを手当していかなければならないだろうと思います。そのうち経済的な負担の軽減というのも大きなポイントではあると思いますが、これは後で議論になるのだろうと思います。

あともう一つは、翁委員がよく言われていた時間がかかりすぎるのではないかと

です。ここのところも、必要な時間はかけてきちっと学力ないし素養を身につけないと国民に十分なリーガルサービスを提供できるようにはなりませんので、一定期間かかることは間違いないのですが、そのところをもう少し柔軟に考え、個々の学生の特性に応じて、短縮できるようなプログラムも用意していく。そうすることによって優秀な法曹志願者を引きつけ、本来のトラックでちゃんとした法曹を育てていく。そういう方向に持っていくべきだろうと思っています。

○田島委員 私も先日地域の弁護士会の皆さんたち各県の会長さんたちや、それから65期、66期に相当する今一番新しい人たちからのお話を聞かせていただきました。一番驚いたことは、弁護士さんたちがおっしゃっていることもさることながら、その中から出てきた周り、すなわち法曹の周りにおられる人たち、司法書士あるいは行政書士という、もともと我が国の法曹のところはそういう隣接される人たちも含めて法体系を作られているのだと思います。そこにまで非常に大きな影響が来ている。まず弁護士の人数がどんどん増えるものですから、例えば長崎では弁護士さんと司法書士あるいは行政書士の皆さんたちで分かち合っていた業務も今弁護士さんたちができるものは自分たちでやろうということになって、される。そのしわ寄せがどんどん司法書士にいく。司法書士から行政書士に行く。それから宅建、宅地建物取引をされているようなところにも業務が響いている。社会保険労務士のところにも響いているという形で、実は裾野を形成するところまで非常に大きな影響がきている。それは単に弁護士が就職ができなくて、あるいは仕事が少なくなってお互いに切磋琢磨していいようになるということより、ある面では弱い方へ弱い方へとしわ寄せがいつているようなところが出てきている。そこは業務を実際にしながら弁護士さんたちは非常に心を痛めながらやっているところもあるということも聞かせていただきました。

それから今では九州、福岡は別ですけれども、なぜかという福岡は非常に大きな弁護士会ですから事情は違うようですが、ほかの7県の弁護士会のところでは司法修習生や雇用に関して急速に受け入れる力が弱くなってきた。一昨年ぐらいから急速に。昨年、それから今年となるとドドーンと、言うなれば半減するぐらい力がなくなっていつている。先ほどの継続的な教育のところでも出てきますけれども、就職した後に昔は徒弟制度みたいにして尊敬できる弁護士事務所に行って、そこで相当しっかり教えていただいて一人前になっていくというのが、今はまず就職が難しくなっている。それから就職しても給料を幾らかもらってではなくて、ただでいいですから何とか置かせてくださいという状況が起こってきた。

福岡弁護士会の人たちとほかの、例えば長崎とか熊本、鹿児島の見解と違うところは、長崎辺りは弁護士事務所を一人とか二人でやっておられる小さな弁護士事務所が多い。そうになると仕事は量的にも先ほど言われたようにほかのところと競合している。養成する力も含めて収入ももちろんそうですけれども、全体的な力が非常に弱くなっている。今年ぐらいが限度なのです。来年どうしようか。司法修習さえ受け入れることが本当にできるのか心配しているというお話があります。更に司法書士会、行政書士会、それからその関連の人たちのところは事務所を継続するだけでもどうにもならないというぐらい冷え込んでいる。これは人員が増えただけではないかもしれませんが、周りの不景気とか仕事の量が減ってきているというのものもあるかもしれませんが、はっきり言えることは弁護士の数がドーンと増えた。余りにも急激に増えているものですから。ですから、そこでいろいろなひずみが出ているのではないかと思います。

○佐々木座長 もしよろしければ先ほど来経済的な話に対し少し入っていきそうな議論も見えたので、そちらに移してよろしいですか。経済的支援についての御意見、特に経済的支援のうち司法修習生に対する経済的支援については特に後で御紹介あるかと思いますが、改正法において特に検討すべき観点が見された上で検討を求められているところでございますので、第3回会議の最後には委員の中からもきちんと議論すべきだというお話が出たところでありますので、残った時間を割いてこの問題についての議論をお願いしたいと思います。

そこで、まずこの論点に関する前提として、法曹養成課程における経済的支援についての資料の提出が事務局からありましたので、その説明をまずしてもらいます。よろしくお願ひします。

○松並官房付 事務局から提出した法曹養成課程における経済的支援に関する資料3について御説明いたします。これから申し上げる資料の番号ですが、資料3の中に、各資料の番号を右上に記載しておりますので、その資料番号で御説明させていただきます。

まず、法科大学院生に対する経済的支援についてですが、資料1及び2を提出しております。これらの資料は、いずれも第3回会議のときにもお示したものでございます。

資料1を御覧ください。この資料は、日本学生支援機構の奨学金事業の内容に関する資料であり、法科大学院においては、有利子奨学金について、通常の貸与月額よりも増額し、19万円又は22万円を選択することが可能とされております。

また、資料2は、日本弁護士連合会作成のもので、各大学ごとの経済的支援の内容を含め、法科大学院生に対する支援の内容を整理したパンフレットです。

次に、司法修習生に対する経済的支援について、御説明いたします。「法曹養成課程における経済的支援について」と題する2枚もののレジュメに基づき御説明させていただき、必要に応じて、後ろの資料を御参照いただきたいと思います。

まず、貸与制の導入・施行に至る経過について、御説明いたします。

司法修習については、前回の会議において御議論いただいたとおり、法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程として置かれております。

そして、我が国においては法曹三者を統一的に養成する司法修習制度を国が国費で運営する一方で、司法修習生は修習期間中修習に専念することが求められ、具体的には兼職・兼業が原則として禁止されております。

もっとも、司法修習生が修習に専念できるようにするためには、そのための環境の整備を図る必要がありますので、司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保し、修習の実効性を確保するための方策として、司法修習生に対する経済的支援を行う必要があると考えられております。

このような考え方を前提とした上で、レジュメの1の(1)の部分でございますが、経済的支援の具体的な内容について、従前は一つの方策として、国が司法修習生に対して一定の給与を支払う給費制を採用しておりました。これに代えて、平成16年、司法修習生に対して国が修習資金を無利息で貸与する貸与制を導入する裁判所法改正案が成立しました。

資料3を御覧ください。司法制度改革の一環として貸与制が導入されるに至った経過について、御紹介いたします。まず、平成13年の司法制度改革審議会意見書においては、その在り方を検討すべきとされております。

次に、資料4を御覧ください。司法制度改革推進本部の法曹養成検討会においては、検討

結果を「意見の整理」として、給費制に代えて貸与制を導入することとし、貸与制の具体的な制度設計における留意事項として、貸与額や旅費の支給等をまとめております。

また、資料5を御覧ください。財政制度等審議会においては、平成14年に、給費制を廃止し、貸与制への切替を行うべきとの建議をしております。

そして、レジュメ1の(2)にありますとおり、貸与制は、平成22年11月にいったん施行されましたが、その後、議員立法により平成23年10月末までその適用を停止するとの措置がとられました。

資料6を御覧ください。その際、衆議院法務委員会決議として、政府に対し、貸与制の適用が停止されている間、「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」について検討することが求められました。

そこで、平成23年5月、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催することとなりました。

資料7を御覧ください。フォーラムでは、この点を検討した結果、平成23年8月、貸与制を基本とした上で、十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返済期限について猶予措置を講ずるとの第一次取りまとめがされました。

資料8を御覧ください。これは第一次取りまとめの内容の概要をまとめたものです。貸与制を基本とする理由として述べられた意見は、「貸与制導入の趣旨との関係」、あるいは「修習に専念できる環境の確保」、「経済状況調査の結果と修習資金の返済の負担」、「資力に乏しい者が法曹になれなくなるおそれ」、「法曹志願者減少への影響」、「給費制と弁護士の公共心等との関係」、「給費制と司法修習の実態との関係」という項目で整理されたところです。また、少数意見についても整理して記載しております。

資料9を御覧ください。フォーラムの検討の際に、フォーラム事務局が弁護士等を対象に実施した収入・所得及び奨学金等についての経済状況調査の概要となっております。

法務省は、フォーラム第一次取りまとめを受けて、貸与制について、返還猶予措置を講ずるための裁判所法案を提出しましたが、この法案は、衆議院における議員修正の上、平成24年7月に成立いたしました。

資料10を御覧ください。改正後の裁判所法では、貸与制について、本検討会議の検討において、「司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする」とされております。

また、資料11を御覧ください。その際に衆議院法務委員会においてされた附帯決議では、司法修習生に対する経済的支援については、司法修習生の修習専念義務の在り方等多様な観点から検討し、必要に応じて適切な措置を講ずること」とされており、本検討会議においても、そのような観点からの検討が求められていることとなります。

なお、貸与制は、平成23年11月に司法修習を開始した司法修習生から適用されております。

次に、貸与制導入の趣旨について、御説明いたします。レジュメの2の部分を御覧ください。

まず、①のところですが、新たな法曹養成制度の整備や日本司法支援センターの創設等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上で、限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して合理的な国民負担を図る必要があるということをごさ

す。

資料 1 2 を御覧ください。司法制度改革関係予算の推移を整理したのですが、平成 1 3 年度と平成 2 3 年度を比較しますと、司法制度改革全体として 3 3 2 億円増額していることが分かります。

また、レジュメの②のところですが、給費制創設当初と比較して、司法修習生が大幅に増加しており、新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要があるということでございます。

資料 1 3 を御覧ください。給費制が導入された戦後直後は、1 期当たりの修習生は 2 0 0 人～3 0 0 人台にすぎないのに対し、現在では当時と比べて司法試験合格者が増加しており、現在では 2, 0 0 0 人を超えております。

さらに、レジュメ③のところですが、そもそも公務員ではなく公務にも従事していない者に国が給与を支給するのは、現行法上極めて異例の制度であるということもでございます。

このような状況を考慮すれば、給費制を維持することにつき国民の理解を得ることは困難であるものの、他方で、司法修習生に対し経済的支援を行う必要があることに変わりはないことから、上記の諸点を踏まえ、国民の理解を得つつ、修習に専念できる環境を確保するための措置として、給費制に代わり、貸与制を導入することとされたものでございます。

次に、貸与制の内容について御説明いたします。レジュメの 2 ページ・3 の部分を御覧ください。

貸与制は、資力要件及び利息はございません。

また、貸与額は、基本額が月額 2 3 万円とされており、個別事情により、扶養家族がいる者又は住居の賃借をしている者については、月額 2 5 万 5, 0 0 0 円、そのいずれにも該当する者については、月額 2 8 万円の貸与を受けることができるとされております。その一方で、基本額未満の額の貸与を希望する者については、月額 1 8 万円の貸与にとどめることもできます。

資料 1 4 を御覧ください。この資料は、第 3 回会議において、田島委員からのお求めがあった内容に応じて、最高裁判所から提供を受けたものでございます。上の表では、給費制下の支給額と貸与制下の貸与額を比較したものであり、貸与額の内容が、給費制の下での給与及び手当として支給されていた内容・水準との連続性も考慮の上で定められていることが分かります。下の表では、その他の点について比較しております。旅費については、貸与制の下でも、給費制のときと同様、修習の実施に不可欠な旅費、いわゆる交通費を支給することとなっております。また、転居費用については、従前から支給されておられません。社会保険については、従前は裁判所共済組合に加入することとなっておりますが、貸与制の下では、国民健康保険等に加入することとなっております。

その他、レジュメでは、貸与制の内容について、保証人、返還方法、返還猶予、返還免除の内容も記載されております。

貸与制の実施状況については、レジュメの 4 の部分を御覧ください。新第 6 5 期司法修習生及び昨年 1 1 月に司法修習を開始した第 6 6 期司法修習生の修習資金の貸与申請状況を記載しております。

なお、資料 1 5 は、他の公的な研修制度について比較した資料、資料 1 6 は、平成 1 6 年裁判所法改正法案の国会質疑における司法制度改革推進本部の答弁をまとめた資料、資料 1

7は、参照条文となっております。資料17を御覧ください。冒頭に申し上げた修習専念義務については、裁判所法第67条第2項において、「司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。」と規定されております。

資料の説明は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。また、最高裁判所から、前回会議での委員からの御質問について、補足して説明をしたいということですので御発言をお願いします。

○小林審議官 それでは前回の会議で南雲委員から幾つか御質問をいただいた件につきまして、2点補足して御説明申し上げたいと思います。

1点目でございます。前回の会議で南雲委員から実務修習において自宅から通える場所で修習する者がどの程度いるかという御趣旨の質問をいただきました。この点についてでございますが、一口に自宅から通うと申しまして、なかなか難しい問題がございます。例えば法科大学院時代の住居から転居せずにそのままその場所の修習に通いたいという方もおられるでしょうし、そういう住居から修習開始を機に御自宅に戻ってそこから通いたい、御実家に戻ってそこから通いたいと考えられる方もいらっしゃると思います。この辺りもございまして、一義的に自宅云々というのは把握し難いというところがございます。

そう考えますと、問題は本人の希望に反して転居が必要となる修習生がどの程度いるかということではないかと思われるところでございます。この点につきましては、前回の会議でも申し上げましたけれども、司法修習生の実務修習地を決定する際には修習生の希望を聞いているところでございます。第66期の場合でございますが、第1希望、それから第2希望の実務修習地に配属している者の割合が約78.8%ということで8割に近い数字となっているところでございます。この中には自ら転居を伴う遠方の修習地を希望している者なども含まれているというところでございます。他方、第5、第6希望の実務修習地に決定された者、これは約8.0%ということになっております。これが1点目でございます。

2点目でございます。南雲委員から修習生が司法研修所の寮にどの程度入寮できているかということについて御質問をいただきました。この点につきまして、司法研修所では通所するのに適当な住居がない者の入寮申込みが提供可能な居室の数を超えた場合には、抽選によって入寮者を決定しているところでございます。新65期の場合でございますが、この場合は通所に適当な住居がないにもかかわらず抽選によって入寮できないとされた者の数は、B班で117名ということになっています。A班につきましては、こういう者はございません。以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。ただ今幾つかの資料、特にこれまでの経緯及び現在の制度の内容につきまして御説明をいただきましたので、これから意見交換を行いたいと思います。それでは、どうぞ御発言のある方はお願いしたいと思います。

○国分委員 資料を提出させていただきました。司法修習期間における修習生の資格、それから第65期から始まった修習費用の貸与制度について、本検討会議の結論がいかようになるにしても、その結論は医学・医療界における臨床研修制度の変遷と現状を十分に理解した上でのものであることが必要と考えられます。そこで多少の時間をいただいて説明させていただきます。資料4です。

戦後、昭和21年（1946年）に米国の制度をまねて始まった実地修練制度、いわゆる

インターン制度は医学部卒業後1年間の臨床研修であり、それを修了して後に医師国家試験を受験する仕組みでした。したがって研修中の身分は学生、医師のいずれでもなく、研修が充実したプログラムがなくて無給でした。昭和30年（1955年）代後半から次第に身分・研修・生活の改善を要求するインターン運動が高まりました。羨望の対比として、国家公務員I種採用者と同等の身分と給費があり、修習の内容が充実した司法修習が挙げられたものでした。

そのインターン運動は昭和42年（1967年）にインターン制度完全廃止を求めて医師国家試験ボイコットに至りました。全国的な学生闘争の象徴的な事件となった翌昭和43年の東大安田講堂占拠の引き金になったと言えます。その昭和43年（1968年）にインターン制度が廃止され、臨床研修制度が設けられました。卒業すぐに医師国家試験を受験できるようになり、医師免許を持っての研修でした。しかし研修期間が2年以上とされたものの、努力規定に留まりました。努力規定に留めた理由は、当時の社会状況、学生運動の勢いが影響して、インターン制度を2年に延長するような義務化はできなかったことにある、と考えられます。

現在の臨床研修制度は平成12年（2000年）の医師法等の一部改正によって、インターン制度廃止の実に36年後である平成16年（2004年）に始まりました。研修期間は医師国家試験合格後の2年以上となり、努力規定であったものが義務になった訳です。平成12年11月の第150回国会の参議院国民福祉委員会附帯決議で臨床研修の基本三原則は、1. 医師としての人格を涵養し、2. プライマリーケアへの理解を深め、患者を全人的に見ることができる基本的な診療能力を習得するもので、3. これが大事でして、アルバイトせずに研修に専念できる環境を整備することとされ、そのために指導體制の充実、研修医の身分の安定及び労働条件の向上に努めることが求められることになりました。研修医は既に医師であることから許容される医療行為は原則制限がありません。ただし適切な指導體制の下に診療に従事し研修しなければならないことになっております。

研修医が臨床研修を行う病院、いわゆる研修病院は研修医と研修病院の両者の希望を踏まえて一定の規則（アルゴリズム）に従ってコンピュータにより決定され、そのために医師臨床研修マッチング協議会が設立されております。

臨床研修は、平成10年（1998年）に関西医科大学研修医過労死事件があり、それに関わる二つの裁判、すなわち平成16年（2004年）7月の大阪高等裁判所、翌年の最高裁判所の判断で労働基準法に定める労働者に当たることになったのです。

法的には労働として扱われることになりましたが、実際に受け入れている方は労働者とは考えておらず、医師として扱い、医師は生涯研修が必要であるという態度で接しております。

臨床研修が必修化されたことから、研修医受入れに対して臨床研修費補助金と医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金の3項目からなる補助金が厚生労働省から市中病院へ、文部科学省から大学病院に交付されています。開始の年である平成14年は、それぞれ171億円と34億円、両者合わせて200億円を超える補助金でした。なお平成24年度には、厚生労働省から臨床研修費補助金が132億円近く出されております。

国は研修医の給与額を決めていません。国は補助金を出している格好ですから、それぞれの大学病院あるいは市中病院は補助金をもらった上で、自分のところの会計から給料を払う形になっています。厚生労働省による2010年度の調査結果では、前回の資料のページ1

3の下のグラフですが、多くは300万円から400万円の年収になっていまして、700万円を超えるような病院もあるということです。総じて国公立大学病院で月30万円程度、私立の大学病院ですと20万円から25万円、都内の有名病院で25万円、地方あるいは過疎地に近いところだと先ほどの700万を超えるような給料を出す病院もあるようです。

臨床研修の修了時に試験はありません。ただし研修中の行動目標と経験目標が定められていて、それらの達成度の絶対的評価を最終的に各病院の研修管理委員会が行って修了を認定します。その修了認定が国に報告されて二度目の移籍登録になりますので、実質的な決定は各病院の研修管理委員会が行っている格好です。

研修修了状況、裏返して未修了の割合ということになりますが、研修開始の平成18年度から21年度までの研修生約3万人を調べて、そのうちの1%にしかすぎません。未修了といっても、病気とか、あるいは何らかの個人的理由で研修期間が満たないことによるものです。その場合に、研修を延期すれば良く、修了できるわけです。

臨床医としての適性に問題があるというのは10%です。それは全研修生の0.1%、1,000人に一人といった極めて稀なこととなっています。以上、できるだけ客観的に説明させていただきました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。それでは委員から御発言をお願いします。

○南雲委員 経済的支援の考え方について、一般的な社会の取りようからいたしますと、法曹資格者は恵まれているといった世間の一般的な風潮がまだまだあるのではないかと。給費制度の復活について、現段階ではそういった時期ではないと考えております。しかしながら一方で司法修習生の経済的状況にもいろいろございますので、司法修習生の経済的支援の在り方については丁寧に議論し検討する必要があるのではないかと考えております。

そういう意味では同時に関係者も一層の努力について検討し、又は誤解を解くための努力をすることが重要だと思っております。その上で経済的支援の在り方について、それから修習専念義務について少し考え方を述べたいと思います。

司法修習生に対する経済的支援については、法曹養成に関するフォーラムの中での議論を踏まえ、法制上貸与制に移行しているところ、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ検討が行われるべきとなされており、適正な経済的支援の方法については国民に理解される財政支援の在り方を検討する必要がありますが、貸与を必要としない者から生活に困窮している者まで様々な事情を抱えた修習生がいる中で、国を支える法曹人材を関係省庁等が横断的に育てていくために貸与制の下で、誰をどのように支援すべきか丁寧に議論していく必要があると思います。

また支援の公平性という観点も重要な論点であり、例えば先ほど御説明がありましたけれども寮に入れる者と希望したにもかかわらず入れない者との格差。また、分野別実務修習で地方での配属修習への支援の在り方、また全国74校ございます法科大学院の地域バランス、又は夜間大学の確保、これは多様な人材確保からの視点で残す必要があると思いますが、そういったようなことを前提に全国74校の統廃合を含めたことによる補助金の財源となる予算をこの経済的支援等々に当てる議論等々も必要ではないかと。公平性をどう保っていくかということも含めて幅広く議論すべきできないかと思っております。

司法修習専念義務に関しましては、前回の会議において司法修習は国費を投入した上で行われているものであり、修習期間中、全力を修習のために用いて、これに専念すべきである

として修習専念義務が課せられているものであるとの回答をいただきましたが、修習専念義務が課されていても修習期間中の生活の基盤が確保されるのであれば、貸与制であっても合理的であることは理解いたしますが、経済的な事情によって法曹への道を断念する事情もあることがあってはならないと思います。今後、法科大学院におけます実務教育がより充実することに伴い、司法修習制度の位置付け、修習専念義務、先ほどの国分委員の資料にございますようにアルバイトせずに研修に専念できる環境整備、そのために指導體制の充実、研修医の身分の安定及び労働条件の向上に努める、このことについていろいろな報告もございました。そういうものを参考にしつつ、この経済的支援の在り方について検討、議論をしていくことが必要ではないかと申し上げておきたいと思っております。以上です。

○佐々木座長 いろいろな論点が入っていましたので、分けないといけないかもしれませんが、また御意見がありましたら、改めて御発言ください。

○清原委員 三鷹市役所の清原です。司法修習生に対する経済的支援については、プロセスとしての法曹養成の意義を実現する上で重要な論点の一つであると認識しています。司法修習生への経済的支援等の在り方については、特に国会において裁判所法の一部を改正する法律案に対して資料11の67ページにありますように、「司法修習に対する経済的支援については司法修習生の修習専念義務の在り方等多様な観点から検討し、必要に応じて適切な措置を講ずること」という附帯決議がありましたことを私は大変重く受け止めている者の一人です。

そして資料10の63ページにありますように、改正後の裁判所法の附則においては、「司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ検討が行われるべきものとする」と定められています。この論点については、具体的には「給費制」とするか「貸与制」とするかといったことなどいろいろな議論がありますが、私自身、この間の本会議での検討過程においては、「司法修習における実費的な費用を支給する必要性」については一定の共通理解が得られてきているのではないかと、このように感じています。

これまでの実態を検証して分かってきていることは、修習生は自宅や実家から通える修習地を希望しても希望どおりの配属でないこともあり、第3希望までの修習地となった人は80%程度ですが、希望地として記載していなかった場所になる人も7%、8%程度いるということは先ほどの最高裁判所の資料の補足説明からも分かりました。また配属地で修習するために6割程度の修習生が引っ越しをしているとも聞いています。したがって希望どおり自宅などから通えた修習生とそうでなかった修習生との生活費の差が7万円から8万円程度あって、この差を不公平と感じている修習生もいると報告されてきました。このことは和光の集合修習においても寮に入れた人とそうでなかった人との費用負担の不均衡が同様に問題とされているとも聞いています。

これまで紹介しましたような住居の条件や通勤に関する差というのはどの世界でもあるわけですし、多くの場合はそれが「通勤手当」であったり、「住居手当」であったり、「不均衡の是正」という形で配慮がなされています。しかしながら司法修習生には現時点ではそのような手当がなされていないのでありまして、このような条件整備をどういう形でしていくことが適切かということが喫緊の課題となっていると認識しています。具体的に指摘されているこのような修習時期に見られる不均衡というか、差を是正するために差額を補てんする

何らかの方向性が検討されなければならない。こういうことなのではないかと思います。

それでは、どのような対応が考えられるかということで、地方自治体の例を紹介したいと思います。例えば配属命令をした職員が赴任先に自宅から通えない場合は都道府県などでは「赴任手当」を支給する制度があります。また自治体で職員に研修を受けさせる場合にも同様の制度がありまして、国家公務員にも「旅費法」に基づく同様の制度、「研修日額旅費」の適用があるようです。これは本来自宅にいればかからない費用、あるいは研修に伴って発生する欠かせない費用負担がある場合に本給とは別にこれに当てるために支払われている手当。いわば「費用弁償」、「実費弁償」になります。司法修習生の場合、国が配属地を決めて修習生にその場所に行かせているという面がありますので、そういう研修に派遣していると捉え、このような「費用弁償」を図ることができるようにも思います。「費用弁償」の対象となり得るものを仮に列挙すれば、住居費や引っ越し費用のほか、修習先への交通費、あるいは特に地方において修習地の管内が広域である場合、管内の施設等を修習の実務で移動する場合の実費的な費用を支給する必要性は、国家公務員、地方公務員と司法修習生とで大きく異なるものではないとも思います。

また情報社会の昨今、修習においても指導者と修習生との連絡は基本的には電子メールでされているということを知っていますので、そうなればこれは当然のことですが、パソコンや新たなプロバイダとの契約も必要でしょうし、これは本当に余分なことで母親心で言っていますけれども、学生のと違って修習の実務ではスーツももちろん着用しなければいけない。身だしなみも必要でしょう。この辺は自前でもいいのでしょうかけれども、加えて自治体の立場で申し上げますと、修習生は国民健康保険や国民年金に加入することになります。国民健康保険というのは市町村が保険者でございます。三鷹市では所得が前年にない場合は7割程度の減免が受けられますけれども、前年に社会人であったりして所得があった場合にはそれなりに保険料はいただくことになります。

また国民年金の保険料は年齢や所得に関係なく一律でありまして、これも義務として払っていただかなければなりませんので、これについてはそれなりの負担があるというふうには指摘させていただきます。更に税務的な面では生活費のための貸与金があるので、親の扶養から外れる。あるいは子どもがいる場合、保育所に入所する場合の無収入であるということによって優先順位が下がるというような不利な面も自治体の立場では指摘しなければなりません。

ただ、私としてはこれまでの給費の廃止に至るまでの議論の経過、国会での意思決定を尊重したいと思っています。そうした観点で検討するとき、給費制に戻すということはなかなか困難ではないかなとも感じています。ただ、以上のような修習地の違いによる住居費など費用の不均衡の是正や交通費などの実費費用を国が負担することと併せて、修習に必要な基本的費用については実費弁償の在り方も本来は好ましいと思っています。しかしながら私の立場では、具体的な経費を列挙して、根拠書類を用意して、その費用弁償を受けることができるような制度を作るということにも躊躇があります。つまり、各自の実費の根拠をどのような基準で定めるのかという厄介な面も否定できません。むしろ仮に1日大つかみに2,000円とか3,000円とか見なして、1か月6万円とか9万円という、こうした金額を一律で支給することも含めて、その在り方は検討すべき価値があると思っています。ただし、私は生活費については現行の貸与制度が必要ですし、返還猶予措置を含む貸与制度は維持していくということに意義を見ている立場です。

この点についても多様な御意見がこれから出されると思っていますし、私の意見は給費制に戻すのではなく、貸与制をやめるのではなく、貸与制のメリットを生かしつつ、実費弁償、費用弁償的なものを修習研修費として一定支給する在り方を考えてはいかかという折衷的な意見です。それが裁判所法改正の際の国会の附帯決議と法の附則の理念に沿う一つの方向性ではないかと考察したとろです。

その財源をどうするかということについては、南雲委員が先ほどおっしゃいましたけれども、例えばロースクールについても、適切な「質の評価」に基づく「適切な統廃合」などが議論されています。この「適切な」というところが大事なのですが、一定の経過を経てロースクールに出していた補助金についても適切な見直しがあり得ると思いますので、是非そのような財源についても裏付けを持った提案ができればと思います。

法治国家である日本国で、これからの法曹を担っていく人たちを尊重して支援している、国家がそれを支援している、それは医師に対してこの間いろいろな経過がある中で、今ある取組は国分委員が紹介してくださいましたけれども、そうした医師であれ、法曹有資格者であれ、そういう存在を法治国家としてきちんと尊重して支援しているというメッセージにつながるものではないかと思っています。したがって、私としては本来的には給費制に戻るとしても一つの選択肢かもしれませんが、それがこれまでの経過から困難であると考えられる状況の中で修習生の研修費に一定の根拠ある費用弁償的な方向性が示されれば有り難いなと考えています。以上です。

○鎌田委員 若い法曹志願者を養成する立場にある者といたしましては、皆様がそういう人たちにより手厚い支援をすべきであると応援していただけることは大変有り難いとは思っていますが、その原資を法科大学院に対する財政支援を削ってということについては絶対に賛成できないということだけ申し上げておかなければならないと思っています。

この資料の69ページを見ていただきますと、司法修習生手当等、この表の見方はあまりよく分かりませんが、仮に給費制を復活すればおおむね給費分だけで100億円です。これは司法修習生の教育経費が入っていない額だと思えますし、研修所の教官等の人件費も入っていない額だと思えます。純粋に手当で100億円出す。それに対して、今大分減ってきましたけれども、全国の学生を合わせると1万人ぐらいいると思いますが、その1万人の法科大学院生を抱える法科大学院に対する財政支援は全部合わせても71億円であるという状況であります。我々は若い人たちが法曹界離れをしていることに大変危機感を持っています。どうやってもっともっと法曹界に若くて優秀な人たちが来てくれるかということを考えている。そのときに給費制が貸与制になったことが法曹志願者を激減させている、こういう御認識のようでございますけれども、私どもはこれに数万円の経費を与えたからと言って、どれぐらい志願者が増えるかというほとんど効果がないだろうと認識しています。

その一つは給費制から貸与制に切り替わるということはスタート時点から決まっているわけですが、今入学して、自分が試験を通ったら貸与制になるという年に受験者が激減したかという、それは一貫して減っている波からほとんど変化はないわけですが、それ以降の様々な合格者数、合格率等の状況による影響の方がはるかに大きくこれに影響していますし、ここでも議論されているように弁護士になっても5年据置き、月2万3,000円の返還なんかとてもできないということが長く喧伝されているということでは、なかなかそういう道に進む気にならない。

しかも今こういう補助の状況ですから私立大学の場合には平均して年間の授業料は120万円～150万円です。それでも恐らく全ての法科大学院は大赤字でいるわけでありまして。数年間百数十万円を払って、そして3回試験を受けても未修者の場合には合格率が50%を切っている。そして司法試験に合格しないと、返還猶予などなくて、在学中の奨学金はすぐに返させられるわけでありまして。そういうところの障害の方がはるかに大きい。法科大学院に対する補助金を削減されれば、多分授業料は更に上っていくわけであって、入り口でかなりのリスクを引き受けながら、しかも時間とお金をかけなければいけないというところの負担感の方がはるかに大きくなる。そこよりも司法試験に合格した人たちの生活保障の方が優先度が高いというふうには、法科大学院関係者としては、全てが満たされるのならいいのですが、その中で優劣を付けるといえるときに、そちらの方を優先させて法科大学院に対する財政支援を削減していくという方向には賛成はし難いということだけは申し上げておきたいと思っております。

○佐々木座長 事柄の性格上、非常に熱の入った議論が続くのですが、ただ今日できれば皆さんからひと当たり御意見を伺いたいということがございますので、その点について御協力のほどをお願いしてこれから御発言をいただきたいと思っております。

それでは和田さん、全体的に少し短めに御協力ください。

○和田委員 まず、資料を出していますので資料の説明を簡単にさせていただきますと、最初のもので「ビギナーズ☆パブコメ集計結果（概要）」というものです。これは、ビギナーズネットという団体が、法学部生、法科大学院生、司法修習生などに対して、経済的事情によって法曹への道を断念する事態になっているかをアンケート調査したものです。アンケート用紙と集計の詳細は、その後ろに付けておきました。

第3回の検討会議で日弁連から司法修習生のみについて経済的に苦しい実情が説明されましたけれども、今回のものは法学部生や法科大学院生を中心とした調査であるということになります。

特に資料5の表紙の次のページにある2の「結果概要」というところの(2)の「Q3-2について」を見ていただきますと、「<過去に『法曹になりたいと思ったことがある』が、その後法曹を目指さなくなった者>について見ると、法曹を目指さない理由として『経済的負担』を挙げた者の割合は54%であった」とあります。これは複数回答可能な設問でした。

それから、(2)の「Q4について」を見ていただきますと、「法科大学院生・修了生のうち、給費制から貸与制へと移行したことで『経済的不安が増した』と回答した者の割合が54%、『諦めることも考えた』と回答した者の割合が28%であった」とあります。更に、(5)の「Q6について」を見ていただきますと、「法科大学院生・修了生の70%が経済的理由によって法曹の道を諦めた人が身近にいると回答した」とあります。このように、当然ながら、貸与制への移行は、法曹への道を遠ざける結果になっていると思っております。

ところで、先ほどもお話がありましたけれども、確かに、裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議は、それ自体給費制にすると貸与制にするとも言っていません。しかし、「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること」とも明記されているわけで、現在の状況は、貸与制によりそのような事態を招いてしまっていると言うべきだと思います。

また私の資料5の最後の3ページを見ていただきますと、これは「2011年～2013

年に発表された給費制の存続・復活を求める弁護士会等の声明・決議一覧」というもので、これは関係者の御協力により作成したものです。表題に「存続」という言葉がありますのは、2011年1月以降のものをリストアップしましたので、復活だけではなく存続も含めたということです。また、表題に弁護士会「等」とありますのは、九州弁護士会連合会の声明も含めたという意味です。

ここでリストアップしたのは、各声明や各決議のタイトルに関わらず、内容はいずれも給費制の存続ないし復活を求めるものです。ただ、例えば「私たちは給費制存続のために努力する」という内容のものは、直接的に給費制の存続を求める論調ではありませんので、含めないことにしました。また、「少なくとも当面の間は」というように、恒久的な給費制の存続を求めているものではないものも、リストに載せないことにしました。各声明や決議の内容ですけれども、司法修習制度の重要性から国の責任を強調するとともに、貸与制の下での司法修習生の苦しい状況、有為で多様な人材が法曹の道を断念する実態などを挙げているものが多いようです。

もしこのリストで漏れがありましたら御容赦いただければと思いますけれども、これだけ多くの声明や決議がされているということは是非考慮していただければと思います。

さて、私は給費制を復活すべきだと考えていますけれども、その理念的な理由、政策的な理由、貸与制移行後の事情の変化については第3回の検討会議で述べさせていただきました。ここでは補足的に2点だけを指摘させていただきたいと思います。

一つは、給費制廃止は給費制が法曹を増やす財政上の足かせになるということも理由に行われましたが、給費制廃止によってかえって法曹志願者を減少させる結果となってしまうという点です。先ほど鎌田委員からそれは違うという意見もありましたが、私はこれは先ほどのアンケートからも言えると考えます。

このような結果になっていることは、法曹人口を急激に増やしたいという立場、ないしは法科大学院の現状を肯定する立場にとっても不都合な事態ではないかと思えます。法曹人口をどうするかという点については考え方が大きく分かれているわけですが、法曹志願者を増やしたいという点では大方の意見の一致を見ているわけですし、そういう立場からすれば、私は法曹志願者を減らす方向に働く貸与制を続けることに反対するのが当然であると思えます。少なくとも、地方の法科大学院で入学者が少ないことに大きな悩みを抱えているところは、法科大学院を守ろうという観点から、むしろ給費制を主張する必要があると感じているところが多いのではないかと思います。

志願者の減少を少しでも阻止する方向に働く方法としては、就職難の解消であるとか、法科大学院の教育力の向上などもあるかもしれませんが、それらはすぐに実現できることではありません。それに対して、給費制の復活はやろうと思えばすぐにできることです。法学部も不人気であると言われる中で、法曹になるまでの間の経済的負担によって、理科系などほかの職業との関係で、法曹の世界に一層人材が集まらなくなることを恐れるべきだと思います。

もし、それでもなお、給費制は法曹人口を増大させるのに財政上の足かせになるのが心配であるというのであれば、今は給費制にして、法科大学院への入学者が現実には十分増えてきた段階でもう一度貸与制にすることを検討する、ということでも足りるのではないかと思います。

第2点は、司法修習生の専念義務との関係についてです。私は、司法修習の実を上げるために専念義務はやはり必要なことだと思っていますので、給費制でないからといって専念義務を外すべきであるとは思っていません。ただ、一方で、アルバイト等が司法修習専念義務に違反するとして禁止されているのに、他方で、司法修習中も借金を重ねる不安の中で就職難から大変な就職活動を強いられているというのは、貸与制も一因となって司法修習に専念するのが事実上かえって困難な状況になっていて、不合理なことになっているように思われます。その意味で、司法修習生に事実上もより修習に専念してもらえようにするためにも、給費制が必要なのだと思います。給費制にしたからといってもちろん就職難の解消になるわけではありませんけれども、さらに約300万円もの借金を抱えるのかどうかという点は、就職活動に当たっての不安感に大きく影響するものと考えられます。以上です。

○萩原委員 経済的支援としての給費制が、あるいは貸与制が妥当なのかどうかということは問題として後で述べるとして、まず貸与制になって修習生からも大学院生からもこの1年、随分いろいろなところからいろいろな御意見をいただきました。大多数がこの貸与制に反対ということだったわけです。しかし、私は貸与制について反対している根っ子にある問題は、修習が終わった後、きちんとした就職ができるのか。職場があるのか。借りたお金を返せるほどの収入があるのかということが、頭の中に不安としてあることが大きいと思います。

その意味では、根本的な問題は司法試験の合格者の数が適切なのかという点に帰着すると思います。合格者の数が需要に応じたレベルになれば、修習を終わった人たちがほとんど就職できるということになる。不安になっている人たちが多数いるというのは勉強中の経済的問題もさることながら、合格者が多いというところに基本的な問題がありはしないかと思えます。したがって問題は合格者の数をどうするのか。しかも合格者を少なくして法科大学院の修了者の合格率を高めようというなら、当然大学院の学生のキャパシティとか大学院の数をきちんと見直さなければならぬということになろうと思います。

そこに基本的な問題がある、ということ横において、貸与制そのものについて言えば、これは長い間かかって国の財政事情も含めて、あるいは多角的な面から議論され、一応の結論が出て法制化されていると私は考えます。したがって修習生あるいは試験を受けようという人たちが考えている、あるいは思っている気持ちは大変よく理解できますが、この貸与制の問題は根幹を変えるべきではないと思います。貸与制を原則として守りながら先ほどからお話があるような、もし不公平な部分があるとするならば、それをどうやって是正するか、貸与制を前提にした上で考えていくべき問題なのではないかというふうに考えます。

それから専念義務ですが、この貸与制の中身を見るだけでも、これは経済界から見たら随分と有利な、といいますか優遇措置を講じられていると思います。そういう措置を享受するわけですので、専念義務というのはあってもやむを得ないと思います。前回ですか、修習を終わっても不合格の人がたくさん出ているという状況の中でほかの仕事も兼務してもよいと言ったところで果たしてどれだけ効果があるものなのか。それより修習の実を上げるというのなら、もっと一生懸命に勉強してほしい、時間があるのなら。民間にいたい人はその間の時間を使って語学の研修でもしてほしいと考えています。専念義務は残すべきだし、貸与制は今の状況から見たらやむなしではないか。したがって、あともし残っている問題があるとすれば実費のアンバランスのところをどうやって調整できるかということではないのか、こんなふうに考えています。

○宮脇委員 座長の御意向がありますので簡単に申し上げます。まず、貸与制については私は維持するべきだと思います。経済的な格差があるということを前提としたときに、それに対して一律に資金を提供するということがむしろこれは不公平であって、経済的に弱いところに対して厚く提供するという政策をとるべきだと思います。

2番目ですけれども、そうは言っても、これは清原委員からも御指摘がありましたけれども、貸与制度における欠点というのも当然あるわけです。それによって発生している不公平という部分があると思います。先ほどいろいろな御指摘があったと思いますけれども、こういうものについてはやはりきめ細かく対処していくということが必要だと思います。ただ旅費法ですとか、それから住居手当ということについては、更にこれは精緻に検討していかないといけないと思いますが、そういった点を更に議論するべきだと思います。

それから司法研修については、そもそも研修自身にも先ほど御指摘がありましたコストがかかっているわけです。全体としての財政規律を考えたときにどれだけの国家負担が発生しているのかということも視野に入れていくべきだと思います。

最後に、専念義務についてはあるかなしということも議論としてあると思いますが、今の専念義務の中身ですね。これについてももう一度議論して、今のレベルのままでいいのかどうかということもセットで議論するべきだと思います。以上でございます。

○丸島委員 給費制、貸与制の問題については従前の法曹の養成に関するフォーラムにおいても詳細意見を申し上げたとおりです。改めて同じことを繰り返し申し上げますが、貸与制実施に至る過程において、大きくは財政上の問題と、そして修習生が公務員でない、公務に従事していないということが理由として説明されてきたと思いますので、この点については後に改めて触れたいと思います。

新しい法曹養成制度は、本格的に大学という環境の場で法曹養成に特化した専門教育を行う。そして、国家試験である司法試験合格後は、法曹の実務の現場において具体的な事件に関わり、実務研修、トレーニングをすることが柱になっているわけです。これは恐らく諸外国においても、今司法、法曹の役割を強化する流れの中で大学における専門教育の強化と、それにプラスして実務の現場における研修の強化という方向は大きな国際的な流れになっていると思います。ただ、我が国の制度の問題点は、法学部があり、そして司法修習があり、その間に法科大学院を入れた。これは直線的に接ぎ木のような格好に今なっていますが、これまでの議論にあるとおり、それぞれの役割つまり法曹養成のための専門教育で何をするのか。臨床教育をどこまでやるのか。実務研修で一体何をやるのか。先ほど来、医師の研修でもお話が出ているとおりに研修医あるいは修習生は学生なのか、医者なのか法曹なのか、その地位や身分がはっきりしないという状況の中で今修習生を巡る論議はやや漂流しているような印象をもちます。

この検討会議においては、法科大学院を様々な面から強化する中で、司法修習とは一体何をするとところなのか。その地位や身分は何なのかを明確に打ち出すことが必要だろうと思います。この検討会議においても、従前申し上げているとおりに司法試験合格者は法曹有資格者として扱われています。法曹有資格者が自治体や企業などでどのような活動を進めるのかがまさに議論されているわけです。これらの人たちは、司法試験に合格した後、修習に就かないでも法曹有資格者として各分野で活動することを期待されている。つまり社会人として収入を得て働くわけであります。同じ期間、修習生は1年間に約300万円の貸与金を受け

て、そして実務研修をする。そこのバランスの悪さといいますか、修習とは一体何なのかという疑問は当然出てくるだろうと思います。基本的には、私は法科大学院教育の中身を臨床を含めて強化する中で、試験合格後に法曹の職務の現場で個別の生きた事案に携わる修習生の位置付けについて、これは裁判官の補助的な役割を担うかつての司法官試補を母体とするものでもありますが、医師の養成における研修医に近い位置付けを明確にした上で、その内容を充実させ、一定額の給与を支給するというのがやはり制度としては自然な姿だろうと思います。

日本の司法修習と同じ制度をとっているのはドイツと韓国であります。韓国は今、法曹一元的な制度に移行しつつありますけれども、残っているドイツでは司法修習生にはおよそ800ユーロ、約10万円の給与が支給されています。このことについて国民的な議論が起きているわけでもありません。更にその他の国では、修習制度をとっていないところも、実務的トレーニングの場として法律事務所に雇用されて研修したり、あるいはいきなり弁護士となって働きつつ研鑽するわけですから、それはなにがしかの給与的なものの支給を受けるなどしてやっているということでもあります。

そういう観点からも、資格取得後の実務研修にある者について給与的なものが支給される制度になるべきだろうと思います。しかし、この間のフォーラム等を初めとする経過があり、この会議でそのことを巡り対立的な議論をするだけはいけませんので、現在貸与制が実施されている中、まさにこの検討会議の設置の前提となる改正裁判所法の附則と附帯決議の趣旨、すなわち、「司法修習生の修習の位置付けを踏まえ」て「適切な経済的支援を行う」ということと、「経済的・時間的な負担を十分に考慮し」て「経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことがないようにする」という観点から必要な措置をとることが私たち検討会議に課せられた使命だろうと思います。そういう点から現状よりもより良い経済的支援策を私たちは考えなければならないのだろうと思います。

ところで、現在の法曹志望者の負担する債務額は、法科大学院の奨学金の平均で約370万円、そして修習生の貸与金の負担額は300万円、合わせて670万円という金額であります。この金額を私たちは想像力豊かに考える必要があるのだろうと思います。二十数歳の若者がいざ法曹という職業に就くときに600万、700万の負債を負って職業に就くわけです。私は弁護士を35年やっていて、事務所運営のための借入金は常時数百万円ありますが、これだけで毎月何万円かの返済をするにもそれなりの神経を使いながら日々やっているわけです。そういうことを思うと新人の弁護士の多くが法曹になる必須の過程で背負う負債額について不安に思うのは当然のことだろうと思います。そのことは現在の修習生だけではなくて、それ以上にこれから法曹を志望しようとするかどうかを考えている人たちがどう思うか。いろいろな職業があるところで、法曹という職は600万円、700万円の負債を負って職業に就くのだと。そのことについてどのように高いハードルとして感じるかについて想像力を持つべきだろうと思います。

しかも期間の問題があります。法科大学院は原則3年とされています。確かに少なくとも3年ぐらいの集中した勉強をする必要があると思います。かつ司法試験の受験期間が8か月です。そして司法修習は1年。つまり大学卒業後4年8か月の長期にわたり法曹資格取得のための必須の課程としつつ、その間の費用を最終的には本人負担にさせているような法曹養成制度は諸外国の有力国にあるでしょうか。各国とも司法機能の強化と法曹の役割の強化と

ということで全力を挙げています。そうした時代に、国が責任を持って法曹養成のための専門教育機関を設置しようとしたことは評価したいと思いますが、その一方でこれだけの時間的、経済的負担をかける制度としていることについて、やはりこれを見直す必要があることも明らかだろうと思います。そして、その上でどうするのかという問題です。

今述べたような経済問題は法曹志願者の減少の一因になっていますが、これについては司法試験の合格率の問題もあり、就職難の問題もあります。これらはあれかこれかではなくて、全てが総合的に絡まった要因になっているのだと思います。また法曹関係者の間において、法科大学院の予算が優先か、修習の予算が優先かというレベルでの議論をすべきでもなく、ここは司法制度改革審議会の意見を思い起こすべきであります。我が国の司法機能の強化を図るために「財政上の措置について特段の配慮を求める」と審議会意見書は熱烈に呼びかけております。そのことは我が国の司法のそれまでの十分とはいえない機能を大幅に強化するための審議会の強いメッセージだったと思います。この間、もちろんいろいろところで制度改革が行われ財政措置がとられていますが、全体としての裁判所関連予算は国の予算の中では0.3%台の割合というところで低迷しております。この間法科大学院や法テラスなどの新たな制度に伴う予算措置はありますが、全体として司法関連予算が急激に増えているわけでもない状況であります。

もう1点、財政的な問題以外に修習生は公務員ではないというお話が常に出てきます。確かに公務員ではありません。公務に従事しているとはいえないのかもしれませんが、しかし、司法修習生の拠って立つ根拠法令は裁判所法です。裁判所法の中では裁判官・裁判所職員と同列に並んで司法修習生が根拠付けられているわけです。しかも法曹に準じた厳しい規律が課せられています。公務員でもない人について、このような根拠法令と、このような性格の規律を課している民間人はほかにあるのでしょうか。つまり司法修習生というのは確かに公務員そのものではないかもしれない。民間人というべきなのかもしれない。しかし公務員や法曹に準じた様々な規律の下に、法曹の職務に準じた修習活動に従事することとされている。そのような意味では修習生は、公務員でないというだけでは律しきれない特殊な立ち位置にあります。であるとするならば、様々な制度を考えると、修習生の特殊な位置づけを踏まえて、公務員の規定をそのまま適用することはできない場合にも、様々な規定の中から適切な規定を援用し、同じ趣旨の実現を図ることを考え、そうしたことを通じて修習生の経済的支援策を考えることが大切なのではないかと思えます。

もう1点、修習生は全国各地の裁判所とその支部に配属されます。これは、修習生の希望という形をとっていますが、実は全国各地の裁判所に最高裁の配置により修習のため赴任するわけであり、修習生も希望地を東京と書いて東京に行けるなんて誰も思っておりません。私なども当時の住居地であった東京をあえて希望地とは書かず、実家が大阪にあるということであれば東京は駄目でも大阪に採用してくれる可能性があるのではないかと思ひ大阪を希望地として大阪に赴任しました。皆さんいろいろな工夫をして、東京は駄目だけれど、ここなら行けるなどいろいろな知恵を出して第1希望、第2希望以下を書いているわけです。それをもって皆さん希望どおりに赴任したと言えればそれまでですが、基本的には、最高裁判所により全国各地の裁判所に配置されるというシステムの中で動いているということになります。

こうして全国各地での実務修習のための10か月間の住居費用、これは家を借りると言え

ば数か月分の権利金やその他手数料などが要ることも当然であります。こういうことを含めて、今日いろいろな御議論が出されているとおりに、経済的支援策を今より一步前進する、貸与制を前提としながらも一步前進する措置というものをこの検討会としては是非考えていくべきであり、多少のところでいろいろな違いはあると思いますが、現状を前進させる合意を是非ともつくらなければならないと思います。その際の基準となる考え方としては、先ほど清原委員も言われましたけれども、公務員や自治体職員に定められている研修日額旅費の規程、これは1日2,000円から3,000円とおっしゃっています。そういうのも一つの基準として参考になるでしょう。そしてまた、同じ専門職として対比される先ほどの研修医の例も考え方として非常に参考になると思います。また、海外で唯一日本と同様の修習制度をとっているドイツでは、先ほど800ユーロと申しましたが、修習生にそのような支給をしている仕組みも一つの考え方の参考になると思います。

全国各地に配属されて、修習専念義務をはじめとする規律の下にあり、法曹の職務に準じた修習に従事する修習生の修習内容、地位、身分などを踏まえて現状の貸与制の下でもより進めた経済的支援策、一定額の給付などを含めた経済支援策を是非ここで打ち出していきたいと考えます。

○佐々木座長 田島委員どうぞ。時間が超過することについては御勘弁ください。御都合のある方はお申出いただければと思います。

○田島委員 プロセスとしてのこの制度改革自体のところではうまくいったところと余りうまくいっていないところとあるのだと思います。一番うまくいっていないというか、国民の目から見ると非常におかしいと思うのは、国家試験に合格した後のところが、むしろ昔に比べるとどんどん悪くなっている。国家試験に合格したところからより充実しなくてはならないだろうに。例えば修習も過去は2年ぐらいやっていたのが1年に短くなっている。しかも給費制であって、身分、待遇などは相当しっかりしていたものが、むしろ後退して貸与制ということになる。

それはなぜかという、多分財政上の問題が一番大きかったのだと思います。それはそれでいろいろな御意見があると思いますが、まず法曹三者を養成するという国家の意思が非常に揺らいでいると思います。全体強化しよう強化しようとおっしゃっているけれども、結局お金の部分が非常に表に出てきている。国家としてどう育てるのですか、まずこの法曹界の皆さんたちは。ほかのいろいろな国家資格もあるし、いろいろとあると思いますが、私は法曹三者というのは、ある面では国家の中核を担う非常に大切な部分だと思います。

そこが借金でスタートするのは当たり前だという風潮というのはすごくおかしいと思う。国家が本当に大切だと思うものは万難を排してでも、そこに手厚くやるという意思が必要だと思いますが、そういう意思が、特に今のこの仕組みの中では見られなくなっていると思います。貸与がいいとか悪いという話とはちょっと違うのですが、ここは苦勞して苦勞して、一生懸命勉強して司法試験に合格した。しかも法曹としての夢を抱いてきた人たちがまず安心してきちっとした修習を受け、これも中途半端でお粗末だと思いますが、しかしそれでも1年間安心して精一杯研修できるものにすべきではないか。それが今のところでは貸与という形でお金を貸しているから、それでいいじゃないかというのは乱暴すぎるのではないかと思います。

ですから、ここは身分保証をきちっとすべきで、一体この人たちの身分は何ですかと聞い

たら、よく分からないんです。私どもは司法試験に合格したら司法官の資格があると思って
いたんです。そうしたら2回試験が終わらないと資格はない。法曹ではないんだと言われる。
そうすると司法試験を合格しただけでなくて、2回試験に合格するまでは、これはもう義務
なんですね。それこそ専念してやらなければいけない。裁判所法で今までやってきたものを
基にきちっとした身分保証をすべきではないかと思います。それをどのような形ですかで
すね。それはいろいろな方法があると思いますけれども、まず司法試験に合格した人が安心
して勉強できる仕組みを早く確立すべきではないかと思っています。以上です。

○田中委員 司法修習生に対する経済的支援の関係では、日弁連からも、法科大学院生ある
いは修習生の生の声や意見を丹念にまとめられた資料などを提供していただいております、個人的
にも議論の対象となっている人たちとの触れ合いを通じて、非常に胸を痛めることがありま
す。そのようなことから、この問題は、私にとっては非常に悩ましい問題であり、複雑な思
いの中で意見を述べることとなります。私のこの問題に対する基本的なスタンスについては、
法曹の養成に関するフォーラムにおいて意見を述べております。各委員の間においても十分
に議論もされており、その結論を踏まえた裁判所法等の改正も行われ、必要かつ相応の手当
が支給されているわけでありませう。

そういったしますと、この検討会議における課題は、裁判所法等の改正によって示された立
法政策を変更するだけの新たな事情が生じているのかどうかを検討することにその主眼があ
ると考えられますので、そのような観点を踏まえて意見を述べます。まず押さえておくべき
は、貸与制がなぜ導入されたかという点です。新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策
を進める上で限りある財政資金をより効率的に活用しよう。司法制度全体に対して国民の理
解が得られるような合理的な国民負担を図ろう、こういうことです。

また、給費制創設当初と比較して司法修習生が大幅に増加したということ。あるいは将来
の増加に実効的に対応できる制度的な保証を貸与制という仕組みとして財政的な面から担保
しておこう、こういう観点であります。さらに、公務員ではなくて、公務に従事しない者に
国が給与を支給するのは現行法上異例な制度である。こういう理由から給費制を維持するこ
とが国民の理解を得ることが困難であるということで導入されたという背景があることを押
さえておく必要があります。

この点に関して、ドイツの修習生についての御紹介がありましたが、これには、それぞれ
の国の歴史的、社会的背景とか、制度創設からの経緯等に根ざしたものがございませうので、
単純に比較してよいのかという点については慎重な判断が必要です。ドイツの修習生につい
ては、我が国と異なり、簡易な事案に限定されてはいますが、法廷活動も含めて単独での権
限行使が認められているというふうにも伺っております。そういったしますと、ドイツの司法
修習生に対する給付というのは、一定の権限行使という労働に見合う対価と評価される余地
があります。この点からも、我が国の制度と単純に同視することができるかどうかについ
ては慎重に考える必要があろうかと思ひます。

一方で、国民の理解が得られるバランス感覚として、将来法曹となる司法修習生に対して、
貸与制という枠組みの中ではありますが、修習期間中に金額的には給費制の場合にほぼ相
応する経済的支援を行うことによって修習に専念できる環境を確保するための措置を講じて
いる。こういう点も理解しておく必要があります。その貸与の総額によって修習生の生活が成
り立たないという状況は、一般的には考えにくいところですし、実際に司法修習生が貸与さ

れたお金では生活できないといった各別な事情はうかがわれません。先ほど申し上げたような立法政策を変更するだけの新たな事情が生じているかという観点からすると、そこにはやはり疑問があると言わざるを得ません。

宮脇委員に先ほど指摘していただきましたが、手当等の名目で全ての修習生に一律に何らかの金銭的給付を行うべきであるかという問題があります。この手当等の一律支給案は、給費制を完全に復活すべきだという意見からすると、一步引いた形の提案ということにはなるかと思いますが、この考え方の構造自体は、いわば一部給費制の実現を求める意見の延長線上にあるものであると思っております。この点について言えば、2,000人を超える修習生の経済状況には、いろいろなものがあるということです。そのような数の修習生の経済状況のいかにかわからず、手当その他の名称であれ、一律に金銭を支給するというのは、現在の国家財政の下で国民の理解が得られるかどうかということからすると、いささか疑問があるように思います。

問題は、修習生間に不均衡が生じているとして、居住費や転居費用等を支払うべきかという点です。これを解消するために何らかの措置を講じることが必要なのではないかと。この点は大切であると思っておりますので、考え方を述べておきます。考え方の出発点として整理しておくべきポイントは、現在の司法修習生に対する貸与額は、給費制下で司法修習生に対して支払われていた扶養手当、住居手当を含む諸手当、給与との連続性を考慮して決められており、基本額は23万円とされており、扶養や住居の賃借りとの関係で、必要があれば25万5,000円、更には28万円と段階的、重層的に加算することができるように設計されている。この点が大事であろうと思っております。そのような制度設計に照らして考えますと、貸与金額が少なく、司法修習生が修習中の生活費に困るという事態は、通常はないのではないかと考えます。

自宅から離れた地域で実務修習を行う修習生は新たに住居を借りなくてはならない。その点について何か考慮できないかという議論もあります。その趣旨が家賃負担の問題であるということであれば、このような場合のために貸与額の加算制度が設けられているわけですから、これによって住居を借りる負担は賄うことができると考えられます。また修習に入ることによって自宅から通う者と住居を借りる者との間に生じる不均衡を是正すべきではないかという考え方もあり得ると思っておりますけれども、司法修習に入る者の中には、従前から借家に住むなど居住費を負担してきた者もあり、司法修習に入ることによって新たな居住費が発生するとは限りません。住居にかかる費用が安い地方、廉価な地方に赴く場合には、むしろ住居費そのものが安くなるということもあろうかと思っております。

実務修習地に赴く際の転居費用を支給すべきではないかという議論もあります。ただ、この点については、給費制の下においても従前から転居費用は支給されていなかったということがございます。そういたしますと、問題の本質は、貸与制の下においても、これまでとほぼ同様の仕組みで運用されている個別的論点についての現状が、見過ごせないほどの不均衡を生じさせているかどうかということにあります。

この点については、確かに実務修習に入るに際して転居を要した修習生には転居の必要のなかった者に比べると多くの費用負担が発生することになります。しかし、個別的看着ていくと、例えば大半の司法修習生が第1希望あるいは第2希望の実務修習地に配属されているということでもあります。その中には実家に戻って修習することを希望する修習生などもおり

ますし、実際にはあえて遠隔地での司法修習を希望する修習生もいるということでもありますから、単に転居を要したという理由から、自ら望んで転居することになった司法修習生も含めて転居費用を国が負担すべきであると言えるかという点、そこには違和感もあり、見過ごせないほどの不均衡が発生しているというものではないと思います。そうしますと、司法修習生の住居費等の費用負担について、追加の措置を一律に講じる必要性や合理性があるかという点については、疑問があります。

ただ、第5、第6希望の修習地に配属されてしまう相当数の修習生については別論です。これらの修習生については、転居に伴う各種負担が過度になることがないように司法修習生の配置を工夫したり、転居費用に関して別途貸与枠を個別的に設けるといった工夫を施す余地もあろうかと考えております。

それから、集合修習で、B班の入寮希望者のうち一定数が入寮できないという問題があります。これは何らかの金銭的な給付をもって解決しなければならない問題なのかという点について、改めて発想の転換を図る必要があろうかと思えます。實際上可能かどうかは不透明ですが、入寮できない者の数を減らせるような運用面での工夫ができるのではないかと考えられます。研修所に通うのに適当な住居がないにもかかわらず、抽選の結果により入寮できない相当数の者について、例えば実務修習地の配置を工夫することはできないのか。この点には実務修習地における修習生の受入れ態勢の在り方にも関わる全体的な問題でもあり、全国の法曹三者に共通する問題かもしれません。しかし、法曹三者で知恵を出し合って司法修習生の負担を軽減するための努力をし、司法修習の運用面での工夫をすることによって解決できる問題なのではないか。その辺をきちんと検討して成果を示す必要があると思えます。

最後に、裁判所法の一部改正に当たり附帯決議のあった修習専念義務に関わる問題であります。現在の司法修習生は1年間の密度の濃い修習をしており、そのために国費が投じられ、法曹三者が業務の傍らで指導を行っているわけでありますから、修習の実を上げるために法が司法修習生に専念義務を課していることについては十分に理解できるところであります。修習生が安心して修習に専念できるためには、まずは修習期間中の生活費が確保されることが重要であり、この点については給費制か貸与制かのどちらかでなければならないという論理的な必然性はないように思えます。貸与制であっても貸与の内容が修習専念義務に配慮したものであれば修習の質を落とすことなく修習制度を運営できるのではないかと考えています。今後の司法修習制度の運営上、修習専念義務の中身に何か変更を加えるかどうかという点については、司法修習の意義や重要性、あるいはその特質に鑑み、修習生の中立性、公正性の保持といった観点などを踏まえて、十分な議論をする必要があろうかと考えております。長くなりまして申し訳ありません。

○佐々木座長 少し時間を超過しておりますので、これからの御発言は御協力のほどをお願いします。

○国分委員 先ほどは事実を解説いたしましたので、これからはインターン運動の経験から発言させていただきます。貸与制が審議されたのが平成13年から16年の頃でして、その頃はまた法曹養成制度が成功するとの確信があったのであったと思えます。しかし最近では、その基本になった社会背景そのものが変化し、あるいは法曹養成制度そのものが成功おぼつかなくなっているという状況にありますので、情緒的にとられるかとは思いますが、給費制を復活すべきではないかと思えます。

司法制度改革関連予算が増大した、修習生が増えるから修習生に回すお金はないということで、修習生にしわ寄せがいつているところに大きな問題があると思います。司法試験に合格していながら大人になれていない、ということが非常に不思議です。かつてのインターン運動は、卒業したのだから大人のはずなのに給料がもらえない、ということから始まりました。司法試験に合格していながら、いつまで借金しなければならないのか。それは受益者負担であって、いずれ儲けるのだから良いではないか、というのはおかしいと思います。いつから大人として扱うつもりなのかを国家が考えるべきだと思います。私は、司法試験に合格した、すなわち厳しい関門を通った時点で大人として認めるべきと考えます。

法曹三者と法科大学院の四者で知恵を絞って、修習生を安定した大人として扱う方法を考えるべきです。法的にはもう決まっているのだからだと言われれば、門外漢である私は言うべき言葉がありません。情緒的かもしれませんが、やはり大人として扱うべく四者が知恵を絞る、その結果、法が改正されるのであれば望ましいわけです。

私どもがこのように検討していて、ここに修習生がない。昔であれば、団交になるはずのものです。彼らが大人として扱われるように考えてあげるべき、というのが先のフォーラムの委員でなかった私の意見です。

○伊藤委員 非常に簡潔に話をさせていただきます。私は皆さんのいろいろな意見がありましたけれども、フォーラムで決めた貸与制、そのときと事情が基本的に変わったわけではないので、今給費制に戻そうという意見には賛成できません。ただ、一昨年の議論はいろいろな事情があったと思いますが、給費制か貸与制かという二者択一の話が非常に強くて、いわばバサッと切り捨ててしまうような雰囲気もなかったではないと思います。ですからいろいろな意見が出ましたけれども、もっといろいろなことができる部分がもしあれば、それは給費制という意味ではなくて貸与制の中でやられることがあるのではないかと。こういう言い方はおかしいかもしれませんが、最高裁におかれてはもう少しいろいろな修習生の実情を見てやれることがあるのではなかろうか。例えば保育園の入所なんていうのは紙切れ1枚でできそうな気もしないわけではないんです。だからもう少し修習生のために汗をかかといいますが、された方がいいのではなかろうかというのが私の感想でございます。

それから、もう一つ修習専念義務というのがありました。私は、それについてはもう少し緩やかにしてもいいのではないかと。要するに勉強して2回試験に合格するだけの能力を蓄えるというのは基本的に本人の問題ですから、あたかも国家に勉強しろと言われていて金を寄せたいということがまかり通るとするのは、ちょっと違うのではなかろうかと思っています。以上でございます。

○岡田委員 私の考えは今まで出尽くしているのですが、給費制、貸与制に関して言いますと、国民感情としてなぜ法曹界だけが給与をもらいながら資格を取っていかなければいけないという感情はものすごく国民にはあると思います。つまり私の周りの消費生活センターで相談を受けている相談員は、一般の人よりは法曹界に近く、弁護士さんのお世話にもなっています。そういう意味では理解もありますが、こと給費制に関してはやはり納得できないといえます。私の立場は国民の声を代弁するということだと認識していますので、個人的には財政が許せば出してあげたいのですが、現状では法律で決まったとおり、フォーラムで議論したとおり貸与制で基本的にはいくべきだと思います。ただ、そうは言っても経済的に困っている方にとっては特別な配慮はしなければいけないだろうと思います。

先ほどの専念義務に関しては伊藤委員がおっしゃったとおり、私もアルバイトしても2回試験に受かるというのであれば、認めてもいいのではないかと考えています。

○久保委員 貸与制につきましては、先のフォーラムで経済状況調査なども踏まえまして、かなり詳細な議論が行われたということで、1年ちょっとしかたないうちに元に戻すという議論は余り現実的ではないし、国民の理解も得られないのではないかと考えています。法曹志願者の減少に今回の貸与制が影響していると言われるが、どう影響しているのかとなると、始まったばかりでデータの裏付けもありませんし、これはよく分かりませんが、今のところ日弁連のいろいろなアンケート調査等で貸与制下の司法修習生の苦境ぶりが伝えられているわけです。こんな厳しい時代にサラリーマンも学生もみんな厳しいんだと言ってしまえばそれまでですが、やはり修習生の訴えについては、一つ一つ事実関係を確認して対応していく必要があるかと思っています。

特に地方に配属された修習生の就職活動のための交通費とか、引っ越しの費用、寮に入れない人たち等については、先ほど清原委員もおっしゃったように実費弁済という考え方から、できるだけ修習生間の不公平を解消すべきと考えます。ただ日額旅費という考え方によって一律支給となりますと、修習生の身分の問題とか、貸与制との二つの制度の併存の是非とか、そういったものについてどう説明できるのかが私にはよく分からない部分がございます。

それから先ほど来出ております修習生の身分上の曖昧さといいますか不安定さですけれども、それが例えば医療とか社会保険、社会生活上等に、いろいろな不都合、不自由が出ているということです。これらの中身を見てみますと、運用上で解決できるものと、あるいはそうではないものがあると思います。それについては、やはりどんな対応が可能なのかということ一度きめ細かく検証して知恵を出す必要があるだろうと思います。いずれにしても最近、大学法学部の学生の志願者も減少しているということを聞きますと、法曹への道が若者に魅力を失っているのかなという非常に危機感を感じるわけです。今の時点で経済的支援も含めまして可能な手だてというのは全てやってみるということを考える必要があるのではないかと感じております。以上です。

○橋本オブザーバー 大変熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。日弁連からコメントをさせていただきます。日弁連は一貫して給費制の復活を求めています。その根底には貸与制が実施された後の修習現場での修習生の経済的な苦境の姿、それから救済を求める修習生の切実な声がございます。法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の下では大学4年、それから法科大学院が2年から3年、修習が1年と最低でも7年から8年の勉強、研修期間を経ることが必要とされています。これは日本の教育等のシステムの中では異例の長期な制度でございます。21世紀に求められるところの人に寄り添う豊かな法曹になるためには法科大学院でじっくりと法理論等の教育を受けた上で、充実した司法修習を経るという、長期のプロセス教育が必要だという理念によるものだと理解をいたしております。

修習生の厳しい修習専念義務も修習期間が1年に短縮されたことを含めまして、世の中の要請に応えられる一人前の法曹となるためには、その1年間は修習だけに専念し、充実した修習をすることが必要であるという国の政策に、その積極的な根拠と意義を見出すことができるように思います。

しかし、そうした場合の問題は、司法試験に合格した後の最後の1年間も修習専念義務を負いながら無給のまま研修等の費用を自前で負担し続けるということになります。同じ

く専門職である医師の場合には医学部6年の卒業を要件としておりますけれども、ほとんどがその後の医師国家試験には合格し、そして研修医として有給で研修を受けることになっております。研修にも生活にも問題がありません。これに対して修習生の場合は同じ国家試験の合格者でありながら研修を要する費用を含めて全て借金で賄うということにされております。資格取得の有無との関係でその建て付けが異なる面があることは御指摘のとおりでございますけれども、修習生のその時点での借金は多くの場合数百万円に上っております、その先に就職難の壁があり、また十分なOJTが受けられない危険すらあるというのが現在の実態でございます。

年齢的にも若くとも既に25歳を超えておりますので、親のすねはもう限界に来ており、そのことは修習生の8割が貸与金を受けているという統計からも見てとることができるように思います。修習生のアンケートを御覧いただきますと、研修にかかる費用を捻出する等のためにかつかつの生活をしている修習生の姿が読み取れるということは第3回の検討会議で述べたとおりでございます。

このような修習生の姿に若者は敏感に反応いたしまして、それが強いマイナスのイメージとして現在の法曹志願者激減をもたらす一つの要因となっていると思われまゝ。もちろんこの問題は貸与制のみに帰せられる問題ではありません。就職難、合格率等の低迷等がこれに大きく影響しているのはそのとおりでございます。しかし、長期間苦勞を重ねてやっと受験という暗いトンネルをくぐり抜けたところに、更に借金生活という経済的な苦境が継続してのしかかる、もちろんその先にも就職難が待ち構えているのですけれども、そういう状態というのは法曹志願者の激減に大きく寄与する要因になっていることは否めないように思います。その意味でこれらのマイナス要因を一つ一つ除去、軽減していくことが状況の改善に不可欠だと思っております。

そして、この問題は先ほど来御指摘がありました、受験生の法学部離れとして表れるまでに至っております。先日の新聞報道では法学部志願者が、国公立では8%、私立で4%と、大幅に減少しているということでした。もちろんその原因の厳密な分析は困難でございますし、一つの要因によると思われませんが、全体的に見て法曹の職業としての魅力の低下、すなわち養成課程における時間的、経済的な苦勞の大きさに対して得られるものが少ない、見合わないという実態が大きく影響していることは否めない事実ではないかと考えているところでございます。これは力強い司法を目指す我が国にとって大変由々しいことではないかと思っております。そのような中で日弁連としてはこの悪循環を絶つべく改善に向けた力強いメッセージを法曹人口やロースクールの問題だけでなく、修習生の経済的支援の充実に関しても発信をしていただきたいと思いますところでございます。

そういう趣旨で日弁連は給費制を主張していますが、これに対しては様々な御批判をいただいてもいます。そのような中で本日各委員から新たな提案をいただきました。特に清原委員をはじめとして修習生の経済的支援に関して、これまでとは異なる切り口の御意見をいただいております。それは給費制か貸与制かという二者択一の議論ではなく、いわば貸与制の修正という第三の道に関する御意見ではないかと理解いたしました。第3回の検討会議において松野法務大臣政務官は裁判所法の改正案の議員修正の趣旨に関連して、「とりあえず貸与制ということで落ち着いたわけですが、果たして貸与制だけでいいのかどうか。一方では修習生に対する専念義務を課しておきながら、他方で貸与するというだけでいいのか。もう

少し何らかの支援があってもいいのかもしれない。是非こういった点を踏まえて検討会議で議論していただくということであった」と述べておられます。この観点から見た場合、今回のいろいろな御提案はこれに沿った解決策の一つとして重く受け止めております。

ともあれ是非、今後とも実質的な議論を尽くしていただきまして、修習専念義務を十分に考慮に入れた実態に合った、更なる経済的支援の骨子を是非できるだけ速やかに作っていただき、修習生・法曹志願者に対して明るいメッセージを発していただきたいと切に願っております。マイナス循環に陥っている法曹養成制度にとりまして、時間的な要素も非常に重要だと考えているところをごさいます。是非骨太のメッセージを速やかに出していただければと考えているところをごさいます。以上です。

○井上委員 もう時間がないので簡単に言います。弁護士さんは口頭主義に慣れているはずなので、あらかじめ用意したステートメントを読むようなことはやめていただけませんか。特に時間がなくなるときは。要点はみなさん大体分かっていると思いますので。

私は基本的には、先ほどの宮脇委員の意見とほぼ同意見です。そして困っている人への支援とか不公平さの解消、どこに配慮しないといけないという点については、やはりきめ細かく検証して、一律ではなく、必要な部分に補てんできるような手当を、必要があればですが、考えていくべきだと思います。これは久保委員と同じ意見です。

2点だけ誤解があるといけないので、簡単に付言させていただきます。お金がほかのところにかかるので国民負担の面から見て合理的なところに重点配分するという場合の、お金がかかるというのは、司法試験合格者ないし修習生の数が増えるので、それにお金がかかるということだけではなく、他の諸々の改革を含む司法制度改革全体について相当のお金がかかるので、どこに重点配分するかという話であるということです。したがって、合格者の数を減らせば、その分、修習生に対する給費や手当に回せるという関係には必ずしも立たないということに御留意いただきたいと思います。

もう一つ、丸島委員が言われた諸外国では資格を取れば収入が保証されているということですが、例えばアメリカなどの実情に照らすと全く違います。4万人ぐらい毎年合格しますが、その大半が即独であり、収入の保証はありません。しかも、ロースクールに行くために学生は日本のロースクールの数倍の負債を負うのが普通です。また、これは必要ならば後で資料を提出しますけれども、ウォールストリートジャーナル（2012年6月25日）に載った記事によりますと、初めての調査らしいのですが、全米のロースクール修了者について調べたところ、法曹資格を取ってから9か月後の就職率は50%を少し超えるくらいでしかないということです。さらに数か月するとある程度埋まっていくようですが、そういう状況でやっているところもあるわけですが、私はそのようなアメリカのような状況がよいとは思っているわけではないのですが、そういうことも視野に入れてお考えくださればと思います。

○佐々木座長 様々な意見をいただきまして、ありがとうございました。時間を大幅に延長するという点については、座長として誠に今日は申し訳ございませんが、事柄の性質上、皆様の御意見をひと当たり伺いたいと思ひまして、お許しをいただいたところをごさいます。

様々な意見がございましたが、一番大きな議論として貸与制、従前の給費制を巡る議論がございまして、いろいろな御意見がございましたが、多数の方の御意見、私が認識するところ、貸与制を前提にしなごら何らかの次なる工夫、あるいは必要な措置を講ずることができないものだろうかということについていろいろ議論が出たように私としては記憶をいたして

いるわけでございます。

その中で、では具体的にどうするかというと、また一律か個別かとかいろいろな案もありました。それから、そもそもそれは新しい問題を生むという御意見もあったかと思えます。貸与制か給費制かという、これまでの二元論とは違うのか同じなのかもよく分からないという、こういう話もございまして、ここの整理もまだ不十分ではないかという御指摘が久保委員からあったかと思えます。そういう意味でまだまだ整理が必要な点が多々あるということをお私としては確認したいと思っております。そういうことで寮の問題、個別事情、これまたいろいろあります。引っ越しがどうだ、それから8割の人は、第1、第2の希望が満たされるが、そうでない8%か10%の人をどうするかというようなお話など、個別の案件についてもいろいろな言及がございました。意見が細部にわたって一致していたとは思いませんが、幾つか検討すべき課題であるとして例示として取り上げてくださったのだろうと思うわけがあります。

それから、修習専念義務につきましても緩和論、必要でないという議論、これも両方あったように記憶いたしております。そもそも修習生とは身分的にいかなるものであるかということをおきちっと詰めて議論を作り直すべきではないか、こういった御指摘もいただいたところであります。その意味では焦点が絞られつつあるような感じもしますが、絞られたと言い切るとまたお叱りを受けるような感じもいたしております。その意味で本日の議論を踏まえて、これから更に検討していく必要が残されているということは認めざるを得ないと思っております。

また、その他、これは萩原委員が何かのときにもおっしゃられましたけれども、ここだけ取り上げてというのはなかなか難しいという面もこれありということがあるものですから、いずれにしても最後の出来上がり具合という問題とも絡むかと思えますので、今日はあえて細かいところまで皆さんに御確認をいただくということは遠慮させていただいて、しかし幾つか重点な論点提起と方向性の提示をいただいたということについては、議事録にしかと書き留めさせていただきたい、このように思っております。

終了時刻が過ぎましたので、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

—了—